

# 福井医療大学科目等履修生規程

## (目的)

第1条 この規程は、福井医療大学学則（以下「学則」という。）第38条の規定及び福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、学則第17条各号のいずれかに該当する者とする。

## (入学時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認める場合にはこの限りではない。

## (出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書(科目等履修申請書)
- (2) 最終学校の卒業(見込)・修了(見込)証明書
- (3) 現に職にある者は、その所属長の承諾書
- (4) その他学長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生として入学を志願する者が福井医療大学（以下「本学」という。）の学生又は卒業生であるときは、同項第1号以外の書類の提出を要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、外国人留学生の出願手続きについては別に定める。

## (選考)

第5条 入学を志願した者については、学部にあつては教授会の議を経て、研究科にあつては研究科会議の議を経て、運営会議の定めるところにより選考を行うものとする。

## (入学手続)

第6条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない

## (入学の許可)

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に入学を許可する。

## (履修期間等)

第8条 科目等履修生の履修期間は、6か月又は1年以内とする。ただし、履修期間終了後、継続して履修することを希望するときは、履修期間延長願を学長に提出し、許可を得て履修期間を延長することが

できる。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第10条 科目等履修生の修得単位、履修期間等については、本人の申請により、所定の証明書を交付する。

(授業料等の納付)

第11条 科目等履修生は、入学許可の日から20日以内に、履修する授業科目の単位数に応じて、所定の授業料を納付しなければならない。

2 前項の授業料のほか、実験、実習および実技等に要する費用（以下「実習費等」という。）は科目等履修生の負担とする。

(既納の授業料等)

第12条 既納の検定料、入学料、授業料等は、返還しない。

(諸規程の準用)

第13条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則、その他学生に関する規程を準用する。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

※ 学外科目等履修生の授業料等（第4条、第6条、第11条関係）

区 分		金額
検 定 料		5,000 円
入 学 料		30,000 円
授 業 料	15 時間の講義及び演習科目	20,000 円
	30 時間の講義・演習・実験・実習・実技科目	40,000 円
	40 時間又は 45 時間の講義・実験・実習・実技科目	60,000 円

※ 学内及び卒業生の科目等履修生の授業料等（第4条、第6条、第11条関係）

区 分		金額
検 定 料		0 円
入 学 料		0 円
授 業 料	15 時間の講義及び演習科目	10,000 円
	30 時間の講義・演習・実験・実習・実技科目	20,000 円
	40 時間又は 45 時間の講義・実験・実習・実技科目	30,000 円

